

クロネコ販促アプローチサービス約款

ヤマトシステム開発株式会社(以下「当社」といいます)は、「クロネコ販促アプローチサービス約款」(以下「本約款」といいます)を、以下のとおり定めます。

第1条 (約款の適用)

本約款は、「クロネコ販促アプローチサービス」(以下「本サービス」といいます)の利用に関し、当社及び本約款第2条(用語の定義)で定義する契約者に適用されるものとします。

- 2 本約款のほかに当社が、契約者に発する第3条(契約者への通知)所定の通知及びその他の利用条件等の告知(以下、併せて「諸規定等」といいます)は、名目の如何に関わらず、本約款の一部を構成するものとします。
- 3 本約款本文の定めと諸規定等の定めが異なる場合は、当該諸規定等の内容が優先して適用されるものとします。

第2条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

【用語の意味】

No.	用語	意味
1	本サービス	当社が提供する企業データベースを利用して当社の通信機器によりファクシミリ配信や音声配信を一元提供するサービス
2	利用契約	本約款に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供を受けるための契約
3	契約者	当社と利用契約を締結している法人
4	契約者設備	本サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
5	申込者	本サービスの利用を希望する法人
6	利用者	契約者の従業者(役員、社員、契約社員等)のうち本サービスを利用するものとして契約者に指定された者をいう。
7	通信回線	電気通信事業者が提供する公衆通信回線、専用通信回線又は当社の提供する通信回線
8	企業データベース	インターネットに公開されている企業情報を集積した企業情報群
9	電気通信事業者	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条の規定に基づく登録を受けた者及び同法第16条第1項の規定に基づく届出をした者

第3条（契約者への通知）

当社からの契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

- 2 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知はその内容が電子メールの送信又は当社のホームページに入力された日に行われたものとします。

第4条（約款の適用、変更）

本約款は、本サービスの利用に関し、契約者及び当社に適用されるものとします。

- 2 当社は契約者の承諾を得ることなく本約款を変更することがあります。この場合には、契約者との利用条件その他の利用契約の内容は、変更後の約款が適用されるものとします。

第5条（利用契約の締結と利用のための設備）

利用契約は、申込者が当社所定の「クロネコ販促アプローチ」申込書（以下「申込書」といいます）を当社に提出し、当社がこれに対し所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立します。当社は、申込者の利用契約の申込みを承諾する場合には利用開始日、本サービスを提供する WEB サイトの URL、その他本サービス利用に必要な情報を通知するものとし、契約者は当該利用開始日から本サービスを利用することができるものとします。但し、次のいずれかに該当する場合には、当社は当該申込者による利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みの際に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 申込者が振り出した手形又は小切手が不渡りとなった場合、若しくは申込者が公租公課の滞納処分を受け、又は支払いの停止若しくは仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始の申立てがあるなど、債務の履行が困難と想定される場合
 - (3) 申込者が、過去に利用契約を当社から解約されている場合、又は本サービスの申込み時点において本サービスの利用を停止されている場合
 - (4) 申込者への本サービスの提供に関し、技術上又は業務遂行上の著しい困難が認められる場合
- 2 本サービスに付随して当社又は第三者から提供されるオプションサービスの申込方法及び利用条件は、別途定めるとおりとします。
 - 3 契約者は、本サービスの提供を受けるにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して本サービスに関する WEB サイト等との接続環境及び他所定の契約者設備を維持管理するものとします。

第6条（契約者事項の変更）

契約者は、その名称又は住所若しくは所在地を変更する場合は、変更予定日の7日前までに当社所定の変更届を当社に提出するものとします。

- 2 前項に規定するもののほか、契約者は本サービスの申込みに際して当社に通知した事項を変更しようとする場合は、当社所定の書面に変更事項及び変更予定日等を記入のうえ、変更予定日の7日前までに当社に提出するものとします。

第7条（契約期間及び解約）

利用契約期間は利用契約成立日から利用開始月末日までとし、期間満了の7日前までに契約者又は当社から別段の意思表示がなされない場合は同一の条件をもってさらに翌月末日まで1ヵ月間継続するものとし、その後も同様とします。

- 2 契約者が解約を希望する場合は、解約を希望する日の7日前までに当社指定の書面を提出し、当社が受領することで解約することができるものとします。
- 3 前項の定めにより解約が成立した場合においても、契約者は、契約終了日までの支払義務を免れるものではなく、当社は一切利用料金の払い戻しにも応じないものとします。

第8条（サービス利用契約の解除、本サービスの廃止）

当社は、本約款に特に明示的に定める場合のほか、契約者が次の各号の一に該当する場合には、何らの通知催告を要せずに直ちに利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 契約者が本約款に違反し、当社から14日間の期間を定めて催告を受けても、これを是正しなかった場合
 - (2) 手形又は小切手を不渡りにしたとき、その他支払停止・不能の状態に陥った場合
 - (3) 破産・民事再生・会社更生・特別清算等の申立てをなし、又は申立てを受けた場合
 - (4) 第三者より差押・強制執行・保全処分等を受けた場合
 - (5) 営業の廃止・譲渡・会社分割・合併又は会社の解散を行った場合
 - (6) 監督官庁による営業許可の取り消し、停止処分その他本約款の履行が困難になると判断される事由があった場合
 - (7) 主要な出資者又は役職員が前3号の各号に定める行為のいずれかをした場合
- 2 当社は、本サービスの提供が不能となった場合には、利用契約を解約して、本サービスの提供を廃止することができるものとします。また、本サービスを廃止する日は当社が適当と判断する方法にて1箇月前までに契約者に通知するものとし、当該廃止日をもって利用契約が終了するものとします。

第9条（契約終了時手続、残存条項）

第7条、第8条又はその他事由の如何を問わず利用契約が終了した場合は、契約者は、本サービスの利用を終了しなければなりません。また利用契約終了後といえども、第16条、第17条、第20条、第21条、第23条、第24条第3項については、効力を有するものとします。

第10条（契約譲渡）

契約者は、当社への書面による事前同意なくして、利用契約上の権利を第三者に譲渡、再許諾し、あるいは担保に供してはならず、又は第三者に義務を承継できないものとします。

第11条（利用者とユーザIDの関係と管理責任）

契約者は、一人の利用者に一つのユーザIDを使用させるものとし、複数の利用者で一つのユーザIDを共有させてはならないものとします。また、契約者以外の第三者にユーザIDを使用させてはならないものとします。

- 2 契約者は、パスワード等が不正に利用されないよう、利用者に対して管理責任を負うものとします。
- 3 当社はパスワード等の不正利用によって契約者又は第三者に発生した損害については一切責任を負わないものとします。

第12条（本サービスの利用環境と非保証）

本サービスは、日本国内のみ利用可能とし、海外での利用及び海外からのアクセスはできないものとします。

- 2 本サービスの提供時間は、24 時間365 日とします。但し、以下の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は本サービスの一部又は全部の提供を必要な期間停止することができるものとします。
 - (1) 本サービスを提供するためのシステムの点検を必要とする場合（この場合、緊急時を除き、できるだけ当社は契約者に事前にその旨を連絡するよう努めるものとします）
 - (2) 本サービスを提供するためのシステム、設備等に障害が発生した場合
 - (3) 電気通信事業者が電気通信役務の提供を停止した場合
 - (4) 第三者の故意、過失による不具合に対策を講じる必要がある場合
 - (5) その他、電力の供給が止まる等本サービスの提供が不可能になった場合
 - (6) 当社が本サービスの運用の全部又は一部を中断することが望ましいと判断した場合
- 3 当社は、本サービスの提供ならびに前項各号の事由に基づく本サービスの停止によって生じた契約者及び第三者の損害について一切の責任を負わないものとします。
- 4 本サービスで提供する企業データベースは既にインターネットで公知となっている情報を集積し提供しているものであり、当社は本データベースの内容を保証するものではありません。
- 5 当社は、第2項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第13条（本サービスに含まれるサポート）

当社は、月曜日から金曜日まで（国民の祝祭日、年末年始、当社の休日を除く）の 9:00～17:30（12:00～13:00 を除く）、本サービスにおいて当社が提供する本サービス全般の利用方法に関する問合せを契約者から電話若しくはEメールにより受け付け、回答するものとします。但し、問合せ内容のすべての解決を保障するものではありません。

第14条（料金体系）

本サービスの料金は、契約者の申込書に定める細目の金額とします。

第15条（料金等の支払義務）

契約者は、当社に対し利用開始日から起算して利用契約の終了までの期間について、前条に定める料金の額及びこれにかかる消費税相当額（あわせて以下「料金等」といいます。）の支払いを要します。

- 2 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者が負担するものとします。

第16条（料金等の支払期日と支払方法）

料金等の計算は1ヶ月毎とし、当社は申込書に定める契約者締日に締切り、契約者に対し請求するものとします。契約者はこの内容を確認のうえ、支払いは指定期日までに当社の指定する銀行口座に振込支払うものとします。但し、指定期日が金融機関の休日にあたる場合は、その日を繰り上げるものとします。

第17条（遅延損害金）

契約者は、本サービスの料金等その他利用契約上の債務について支払いを怠った場合には、指定期日の翌日から支払いの日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

- 2 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者が負担するものとします。

第18条（本サービスの対価と支払条件の変更）

当社は、契約者の承諾を得ることなく申込書に定める対価及び支払条件を変更できるものとします。但し、既に支払われている対価及び支払条件の変更はしないものとします。なお、対価及び支払条件を変更する場合、当社は、変更の1ヶ月前までに契約者へ通知するものとし、通知を受けた契約者が変更を受け入れ難い場合には、変更日の前日までに当社に申出ることによって変更日の前日をもって利用契約を解約できるものとします。

- 2 当社は、本約款に特に明示的に定める場合を除いては、理由の如何を問わず、既に支払いを受けた対価の払い戻しは行わないものとします。
- 3 契約者が本サービスの対価を第16条の指定期日までに支払わない場合、当社は、契約者への事前の通知若しくは催告を行い、これに従わないときは即時に本サービスの提供を停止し、又は利用契約を解除することができるものとします。

第19条（利用の停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 本約款の規定に違反した場合
- (2) その他、当社が不相当と判断する行為を行った場合
- (3) 当月利用件数の累計が、契約者が申込時に申請した月間利用件数を超えた場合。

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止する際は、その理由、サービス提供停止開始日、及び期間、サービス提供停止解除条件をあらかじめ契約者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第20条（秘密保持）

当社は、本サービスの提供に際して知り得た契約者の営業上、業務上又は技術上の秘密であって秘

密である旨の表示又は通知があるもの(以下「秘密情報」といいます)を、契約者の書面による事前承諾なしに、本サービス提供以外の目的で使用せず、また第三者に開示しないものとします。但し、以下の各号に定めるものはこの限りではありません。

- (1) 当社の責に帰すことができない事由により公知となった情報
- (2) 既に公知となっていた情報
- (3) 当社が既に知得していた情報
- (4) 当社が独自に開発した情報
- (5) 当社が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (6) 裁判所、政府機関又は法令により開示を要求された情報

- 2 前項の規定は、第7条、第8条又はその他事由の如何を問わず利用契約が終了した後、3年間有効に存続するものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当社は、契約者が本サービスを利用している事実、利用の経緯、利用形態等を契約者の名称と共に自社のウェブサイト、パンフレット等に掲載して本サービスの営業活動を行うことができるものとします。但し、掲載内容については事前に契約者の承諾を得なければならないものとし、本サービス提供開始前にあらかじめ掲載を拒否した場合には適用されないものとします。

第21条（個人情報保護）

当社は、契約者から取得した個人情報に関し、以下の各号を遵守します。

- (1) 適法かつ公正な手段により個人情報を取得し、善良なる管理者の注意をもって管理します。
- (2) 取得した個人情報については、法令に従う場合を除き、本サービス遂行目的の範囲外の利用、加工、複写、複製を行いません。
- (3) 本サービスを遂行するために業務委託先へ個人情報を提供する場合は、委託先の適正な管理・監督を行います。
- (4) 法令に従う場合及び前号による業務委託先へ提供する場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。
- (5) 取得した個人情報については、不正アクセスや紛失、破壊、改ざん、漏洩等を防止する十分なセキュリティ対策を講じ、適切かつ合理的な安全対策に努めます。
- (6) 本人が個人情報の開示、訂正等を希望する場合には、法令に従い速やかに対応します。
- (7) 個人情報保護責任者を任命し、個人情報の適正な管理を実施し、個人情報の保護及び適正な管理体制を維持、継続するために内外の環境変化に照らして常時見直しを実施し、継続的に改善を行い、日常業務における個人情報の適正な取扱いを徹底します。

- 2 契約者は前項各号の履行状況を確認するために必要な場合には、当社に対し個人情報の取扱状況について書面による報告を求めることができるものとします。

- 3 当社が第1項各号の義務に違反した場合又は個人情報が漏洩したことが明らかになった場合、速やかに契約者に報告するものとします。また、この場合において当社は直ちに必要な調査を行い、速やかに再発防止策を策定のうえ契約者に報告しなければならないものとします。

第22条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたって以下の各号に該当する行為（以下、「禁止行為」といいます）を行ってはならないものとします。当社は、契約者が禁止行為を行ったことを発見した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく即時に本サービスの提供を停止し、又は、利用契約を解除することができるものとします。契約者が禁止行為を行った場合、その行為に関わる責任は契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。なお、当社は契約者が行った禁止行為により損害を被ったときは、契約者に賠償を求めることができるものとします。

- (1) 契約者以外の第三者による本サービスの利用
- (2) 当社、又は第三者の著作権・特許権・商標権・意匠権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 人権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 誹謗、中傷等、名誉・信用毀損行為又はそのおそれのある行為
- (5) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
- (6) 本サービスの運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為
- (7) コンピュータウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、若しくは本サービスに関連して使用し、又は提供する行為
- (8) 本サービスの利用で知り得た、当社、及び第三者の営業秘密を漏洩する行為
- (9) 事実と反する情報を提供する行為
- (10) 当社、又は第三者のプライバシー又はパブリシティ権、その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (11) 本サービスで提供した企業データベースを許可なく転利用、転売、譲渡、貸与、再使用許諾、複製、その他これらに類する行為
- (12) その他、当社が不適切と判断する行為
- (13) その他公序良俗に反する行為ないし法令に違反する、又は違反するおそれのある行為

第23条（企業データベースの利用制限）

本サービスで提供した企業データベースは、契約者の内部利用に限定されるものとします。

- 2 契約者は、企業データベースを直接的・間接的に如何なる媒体や方法を介しても、第三者に供与、開示又はその利用許諾件を与えることはできないものとします。

第24条（損害賠償）

本サービスの提供に関して、当社の責に帰すべき事由により契約者が本サービスを全く利用できない（当社が本サービスを全く提供しない場合、若しくは当社による本サービスの提供方法の瑕疵により契約者が全く利用できない場合をいい、第19条の定めに基づき本サービスを停止する場合は含まれない。以下、「利用不能」といいます。）ために契約者に損害が発生した場合、当社は、当該損害発生月の料金等を限度として、その損害を賠償するものとします。但し、本サービスで提供されるソフトウェアの仕様、性能等に瑕疵があった場合に、当該瑕疵によって契約者に発生した損害については、当社は損害賠償責任を負わないものとします。

- 2 当社は、本約款に特に明示的に定める場合を除き、契約者のいかなる事由・名目による損害(当社の責に帰すべからざる事由から契約者に生じた損害、当社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づく契約者の損害等を含む)についても、一切の責任を負わないものとします。
- 3 契約者が本サービスの利用に関し、当社、又は第三者に損害を及ぼした場合、契約者は、当社、又は当該第三者に対し、かかる損害を賠償するものとします。
- 4 本サービス利用の決定に際して契約者に錯誤があった場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 5 本サービスに付随して提供される第三者によるオプションサービスに関しては、当該オプションサービスの各利用規約に準ずるものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第25条 (免責)

本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下のいずれかの事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) 契約者設備の障害
 - (3) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (4) その他当社の責に帰すべからざる事由
- 2 当社は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等については、契約者は自己の責任と費用にて解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第26条 (反社会的勢力との関係遮断)

契約者及び当社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し確約するものとします。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者等、暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」といいます)に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
- (2) 自らの役員(代表者、取締役又は実質的に経営を支配する者)が反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
- (3) 自らの業務委託先等として反社会的勢力を利用しないこと。
- (4) 利用契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④ 虚偽の風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤ その他前記に準ずる行為

- 2 契約者又は当社は、利用契約の有効期間内に相手方が前項の確約事項のいずれかに反することが判明した場合には、相手方に対し何らの催告を要せずして、利用契約及びオプションサービスにかかる利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この場合、契約の解除に起因し又は関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、契約を解除した当事者は、何ら責任を負わないとともに、契約を解除した当事者に損害等が生じた場合、相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

第27条（管轄）

利用契約に関する紛争については、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第28条（準拠法）

本約款及び利用契約に関する準拠法は、日本法とします。

第29条（協議事項）

本約款に定めなき事項、又は本約款事項の解釈、その他利用契約に関して疑義若しくは紛争が生じた事項は、契約者及び当社は信義誠実の原則に従い協議の上解決するものとします。

付則

1. この約款は2011年11月14日から実施します。

(改定履歴)

2012年1月27日